

令和6年第10回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年10月8日（火）午後1時30分から午後1時55分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 （18人）

会 長

委 員

1 番 岡本 三枝子

2 番 中村 貴子

3 番 北澤 良祐

4 番 菊岡 祐一

5 番 奥村 郁雄

6 番 稲田 正文

7 番 田村 勝美

8 番 小出 正和

9 番 阪部 幸弘

10 番 森澤 明

11 番 太田 健市

12 番 中川 善宏

14 番 奥 哲郎

15 番 森島 孝司

16 番 吉田 真己

17 番 畑中 恭伸

18 番 新井 泉次

19 番 木村 正樹

4. 欠席委員 （2人）

13 番 中村 安秀

20 番 谷 則男

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第26号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第27号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

日 程 第 5 議案 第28号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

日 程 第 6 報告 第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 7 報告 第24号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局

開会に先立ちまして事務局から報告いたします。
議席番号13番中村安秀委員、20番谷会長より欠席届が提出されております。
本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中12名、推進委員6名中6名の出席です。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。
なお、本日の定例総会議事については農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けたときは、委員が互選した者がその職務を代理するとありますので職務代理者である木村委員にお願いしたいと思っております。
それでは、木村職務代理者、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願ひいたします。

(挨拶)

職務代理

先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。
只今より、令和6年第10回農業委員会定例総会を開会いたします。
なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願ひいたします。
日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。
日程第2、会議録署名委員決定の件は、職務代理者が指名を行います。
ご異議ございませんか。
(異議なし)

異議なしとのことなので、14番奥委員、15番森島委員よろしくお願ひいたします。
なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願ひいたします。

日程第3、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号17番について事務局から説明をお願ひいたします。

事務局

受付番号17番について説明します。
内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市平川 ●● ●●、譲受人は城陽市平川

●● ●●です。

権利の種類は3条の無償移転です。

職務代理 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。譲受人は兼業農家ですが、経営規模拡大のため問題ないと考えますので審議のほどよろしくをお願いします。

職務代理 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号17番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

続きまして、受付番号18番について事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号18番について説明します。

内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市寺田 ●● ●●、譲受人は城陽市寺田

●● ●● ●●● ●● ●●です。

権利の種類は3条の無償移転です。

職務代理 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。家族で農地は適正に管理されており、問題ないと考えますので審議のほどよろしくをお願いします。

職務代理 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号18番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、

第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

続きまして、受付番号19番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号19番について説明します。

内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市市辺 ●● ●、譲受人は城陽市市辺 ● ● ●です。

権利の種類は3条の有償移転です。

職務代理

対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。農地は適正に管理されており、問題ないと考えますので審議のほどよろしくをお願いします。

職務代理

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号19番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

日程第4、議案第27号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認(利用権貸借)についてを上程し、受付番号48番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号48番について説明します。

本案件は新規設定で権利の種類は賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市水主 ●● ●●です。

職務代理

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

借り手の●●さんについては、●●●●●●●●の中核的な位置付けとして作業されており、資料1のとおり就農理由書、営農計画書の提出に加えて、就農証明書と農機具類の使用についての承諾書が提出されておりますので適格性等について問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

本案件は令和元年12月1日から令和6年11月30日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市枇杷庄 ● ●です。

職務代理

対象地の利用権設定者の適格性等について、私から報告を行います。

借り手は、地域の担い手としてイチジク栽培を中心に農業経営を行っており、経営規模拡大されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

只今、事務局及び私から説明及び報告を行いました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号50番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第5、議案第28号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを上程し、受付番号1番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号1番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は城陽市富野 ●● ●です。

資料3に位置図を添付しております。

職務代理

対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。申請地は耕作および保全管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

職務代理

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので採決に入ります。

受付番号1番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定します。

受付番号2番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号2番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は城陽市寺田 ●● ●●です。

資料4に位置図を添付しております。

職務代理

対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。申請地は適正に耕作および管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

職務代理

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので採決に入ります。

受付番号2番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定します。

日程第6、報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号40番から45番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号40番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、京田辺市薪 ●● ●●です。

受付番号41番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、宇治市大久保町 ●● ●●です。

受付番号42番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市上津屋 ●● ●●です。

受付番号43番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市平川 ● ●●です。

受付番号44番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市平川 ●● ●●●です。

受付番号45番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市奈島 ●● ●●●●です。

職務代理

只今、事務局から説明を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。

日程第7、報告第24号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明についてを専
決しました。受付番号2番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号2番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
申出人は、城陽市寺田 ●● ●●●です。
主たる従事者は、城陽市寺田 ●● ●●●です。
資料5に位置図を添付しております。

職務代理

対象地の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。申請地は高齢ではあるが申出人が適正にされておられることを確認
しましたので、問題ないと考えます。

職務代理

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第10回定例総会を終了致し

ます。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長
職務代理者

会議録署名委員

会議録署名委員